

○平成15年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行について

て

平成16年2月9日 国会公第135号

国土交通事務次官から各発注機関の長あて

平成15年度国土交通省所管事業の執行については、既に平成15年4月1日付け国会公第170号により種々御配慮をお願いしているところであるが、災害復旧の促進及び公共事業の平準化を図るため、災害復旧等事業費及び一般公共事業に係る国庫債務負担行為の追加等を内容とする補正予算が2月9日に成立したので、これによる追加事業を含めた今後の所管事業の執行に当たっては、前記通達によるほか、下記の事項に十分留意の上、引き続き適正な事業の実施を図られたく、命により通達する。

(官庁営繕部、施設等機関、特別の機関、地方支分部局、気象庁、海上保安庁、高等海難審判庁)

なお、これに伴い、事業の実施に当たる職員の健康管理についても十分留意されたい。

記

1. 平成15年度補正予算による追加事業については、早期実施に努めること。
2. 入札・契約手続を早期かつ適正に行うため、可能な限り一般競争入札方式、公募型指名競争入札方式等の手続に要する期間の短縮に努めるとともに、工事の種類、現場条件等を考慮した概算数量発注の積極的活用等により、引き続き事務の改善及び効率化に努めること。
3. 平成15年7月11日に閣議決定された「平成15年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の趣旨を踏まえ、引き続き中小建設業者等の受注機会の確保に努めること。
4. 公共事業コスト構造改革については、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラムの策定について」(平成15年3月31日付け国官技第361号、国官総第719号国土交通事務次官通達)に基づき、積極的な取り組みを実施しているところであるが、「公共事業コスト構造改革プログラム」(平成15年9月18日公共工事コスト縮減対策関係省庁連絡会議決定)が策定され、政府全体としてのコスト構造改革の推進体制が確立されたことに加え、「社会資本整備重点計画」(平成15年10月10日閣議決定)、「平成16年度予算編成の基本方針」(平成15年12月5日閣議決定)において今後取り組む施策として位置付けられたことを踏まえ、より一層のコスト構造改革の推進に努めること。